

社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会 都市計画部会
第5回都市政策の基本的な課題と方向検討小委員会

2008年11月7日

【事務局】 それでは、お待たせいたしました。ただいまから、都市政策の基本的な課題と方向検討小委員会の第5回会合を開催させていただきます。

今回は、合計10名の出席をいただいております。

それでは、早速議事に移りたいと思います。これからの議事進行につきましては、浅見委員長にお願いしたいと思います。

浅見委員長、よろしくお願いいたします。

【委員長】 それでは、前回に引き続きまして、各委員の先生方にプレゼンテーションを行っていただくことにいたします。渡井専門委員、中井臨時委員、伊藤専門委員、青山委員からプレゼンテーションを行っていただき、その後に、まとめて意見交換をさせていただきたいと思います。ご発表は、申しわけありませんけれども、お一人15分以内でお願いいたします。

それでは最初に、渡井専門委員から順にプレゼンテーションをお願いいたします。

【渡井専門委員】 慶應義塾の渡井と申します。私の専門は行政法でございまして、研究領域は金融を中心とする経済規制ですが、私なりの問題提起をさせていただきたいと思っております。簡単に申しますならば、今後の都市政策というのが、より一層地域住民の利益に注目をした上で、再構成していく必要があるのではないかというようなことをお話しさせていただきたいと思います。

以下、レジュメに沿って説明させていただきますが、まず、「1 はじめに」の(1)でございすけれども、まちづくりをめぐる裁判というものにどのようなものがあるのかということを、行政訴訟に限ってであります。改めて調べてみましたところ、パターンとしては大きく2つに分かれているのではないかということが見受けられました。

1つ目は、①にございますように、都市計画法のもとでの都市計画を何らかの形で争うというパターンです。これは、土地の所有者が、その所有権に対する制限であったり、建築規制を争うというものが典型です。

もう一つのパターンである、②のほうであります。これは土地所有者ではない人たち

が提起している紛争でありまして、その趣旨は、平穏な居住生活環境が奪われないようにしたいというものであります。この典型としましては、例えばパチンコ店などの風俗営業が近くにできるとか、公営競技の競馬とか競輪ですけれども、場外チケット売り場が近くにできるとか、あるいは墓地が近くにできるといったものです。こういった施設は、まとめて近隣迷惑施設と呼ぶこともあるようですが、今後の都市政策との関係では、②のタイプの紛争を減らすということも一つの課題になるのではないかとこのように考えております。

問題を整理しますと、パチンコ業であれば風営法なり、墓地であれば墓地埋葬法があるわけですが、そういった法律のレベルでは、住民の生活環境の利益というものの位置づけは必ずしも明確ではございませんので、せつかく都市計画によって、しかるべきゾーニングということをしていても、それが、個別の営業許可であるとか経営許可の場面では、必ずしもうまく反映されていなかったり、十分に配慮されていないということがあつたのではないかとこのことです。

その意味では、①のタイプの紛争も非常に重要であります。土地を持っているのであれば、財産権が制約されたということが非常に見えやすいわけですが、一方、地域の居住生活環境ということで争いたい場合には、だれが何を所有して、何が制約されたのかといったことが、財産権に比べますと、あいまいなところがありますので、争いにくい上に侵害されやすいといった特質もあるのではないかと考えております。

次に（２）のところですが、それでは居住生活環境をどうやって守っていくかということになります。現在では条例の役割が非常に大きいと言えます。例えば風営法では、パチンコ店の騒音規制ですとか広告規制についての規定を設けておりますけれども、それは営業を開始した後の話です。出店を禁止するという事は、居住生活環境の維持という点では大きい問題ですが、実際に出店がそもそも禁止される区域ということにつきましては、政令と、最終的には条例に委任しています。墓地埋葬法も、法律では基本的に何も書いていないと言ってよい状況にあります。

そこで、条例をもってすべてを定めるわけですが、条例の場合には、どうしても法令との抵触が問題になってしまいますし、条例に従わない者を従わせるためにどうするかということについては、民事訴訟の方法は、実際には使いにくい現状にあると思います。そうなりますと、もちろん地方分権の時代にあつて、地方の自主性というものを最大限重んじる必要がありますが、条例のレベルで居住生活環境を確保するという事には、一定の限

界があるのも事実ですので、法令のレベルで最低限の水準を確保するという発想もあってよいのではないかとされます。現在は、近隣迷惑施設との関係で、居住生活環境の維持を図ることになりますと、住民が訴訟をもって争うというのが一番現実的な手段とすることができます。

めくっていただきまして次のページに参ります。2番のところですけれども、住民が裁判を起こすにしても、営業許可や墓地経営許可の取消しを求めるといことになりませんが、訴訟要件がクリアできませんと、訴えがそもそも門前払いとなるわけです。要するに許可について、法律上の利益を持つ者でなければ出訴することができません。以下、(1)のところで、パチンコ店の営業許可の取消訴訟を例に見てまいります、そもそも処分の根拠条文に、周辺住民の生活環境に配慮するよというような規定があれば問題ないわけですが、風営法はそのようになっておりません。何とか許可要件の中に、そういうことも考慮する必要があるというふうに書かれているという主張をしていかなければならないというところが、問題点としてはございます。

有名な判例を2つ挙げましたが、①のほうは、病院が近くにできるパチンコ店の営業許可を争ったというものでありまして、これにつきましては、条例に距離制限の規定があったことから、裁判を起こす資格はあるという判断が下されました。しかし、同じパチンコの営業許可の取消しを争った訴訟であっても、②のほうは、周辺住民が争っているわけですが、こちらは取消しを求める資格はないということになってしまっております。

違いは、住民に関しては、条例に距離制限がないということに尽きるわけです。これは悪しき文言解釈であるという評価も高いわけですが、つまりどうということかといひますと、パチンコ店の出店自体をその地域で禁止するということを考えます場合に、病院や学校であれば、その施設を中心に、例えば半径100メートル以内には出店を禁止という定め方ができますので、仮に50メートルのところにできてしまう許可がおりたということであれば、それを、取消しを求めて訴え出ることができるわけです。

それに対して、一般の住宅の場合には、どこから何メートルという定め方が難しいところがありますので、条例では、例えばですけれども、第一種住居地域というような定め方をするわけです。判例は、何メートルという定め方ではなくて、区域として定めた場合には、②のところ簡単に判旨の引用をいたしましたけれども、それは住民を個別に保護する趣旨ではなくて、専ら公益を保護する基準なのだといふように言って、住民の原告適格を否定したわけです。

つまり住民としては、自分の近くにパチンコ店ができてしまうということは嫌なわけですが、居住生活環境が守られるということは、あくまで公益が守られることの反射的利益であって、おこぼれをあずかっているだけの状態ですので、権利として、自分の居住生活環境が破られているという主張ができる立場にはないというのが判例です。

しかしこれらの判例をめぐる野呂充先生の一連の分析にもありますように、どこから何メートルということは書きようがないので、面的な広がりである地域指定をもってしたわけです。決して住民が病院に劣るというわけではないはずで、そこで、レジュメの2の(1)の②の矢印のところに書きましたが、行政事件訴訟法の改正もございましたので、今後は判例を変更して、病院と同じように解釈する余地もあるという説が有力になってきています。

こういったように、パチンコは、少なくとも裁判の土俵にのせるということは、今後是可以になるのではないかと期待できます。先ほどの競輪や競馬といった、場外チケット売り場のような場合は、考えようによっては、パチンコ店以上に規模も大きくて、人も集まるといえることが予想できるわけです。根拠法令を見ますと、パチンコ店の場合には、個人が経営の許可を求めるといえることが当然の前提ですので、許可の要件とかが比較的詳しく書いてあるわけですが、公営競技の場合には、地方公共団体しか経営することができませんので、私たち一般市民が経営すれば刑法犯罪になってしまいますので、個人の申請ということがあり得ないせいでもあると思うんですが、根拠法では、どういう場合に許可がおりるかということが本当に抽象的にしか書いてございません。つまり、風営法以上に、住民を守る手がかりとなりそうな規定というのがないので、今後は一層問題となる可能性もあるように思われます。

次に、(2)居住生活環境と墓地埋葬法のところですが、墓地もできてしまうことについて、取消しを求めるといえる問題も当然ございますし、あとは墓地特有の問題として、まちづくりとの関係で問題があることとしましては、名義貸しという問題がございます。これは大きく報道もされてきている問題でありますけれども、墓地経営の主体は地方公共団体であることが原則ですが、宗教法人も墓地の経営許可を申請することができます。

名義貸しというのは、典型的なケースですと、お寺に営利企業が墓地経営の話を持ちかけまして、お寺は、資金について全面的なバックアップを受けた上で許可を取得する。こういうケースでは、営利企業のほうが墓地経営については担当して、お寺は関与しないという取決めがしてあるのが通例ですので、営利企業のほうが、墓地の使用権と墓石をセット

で独占的に販売する。実際に使用者との関係でトラブルが生じたりすると、営利企業は、許可を得たのはお寺だと言って責任を回避してしまうということがあります。

そして、実際に墓地使用权を販売した収益というのは、当初、資金をバックアップしてありますので、基本的には営利企業のほうに入ってしまうわけです。そうなりますと、最悪のケースですと、資金力のないお寺と運営の安定性のない墓地が残ってしまうということになりまして、それは周辺の住民にとっては大きな問題ですが、対応が困難ということもございます。

(3)の簡単なまとめをさせていただきますが、レジュメの2ページ目の下のところですけれども、①に掲げましたように、パチンコ店の例を見ますように、今、居住生活環境をどうやって守るかといいますと、基本的には住民が自ら争うよりほかないわけです。行政事件訴訟法の改正がありましたので、訴え自体が門前払いされる可能性は低くなったとも言えますけれども、裁判所の審理が受けられるということと裁判に勝てるということは別の問題ですので、財産権ならば憲法で保障された権利ですが、そうではない、明確な位置づけのない居住生活環境の利益ということでは、裁判で住民側の主張が認容されるということとはなかなか難しいのではないかという感想がございます。

そこで対応としては、②のところですが、なるべくならば、許認可に当たって住民を参加させるシステムをつくるということが考えられるわけです。手続保障を厚くすれば、どうしても処理に時間がかかってしまうということもありますし、パチンコ店や墓地経営者の側には、まさに財産権である営業の自由がありますので、その点でも調整が難しい問題であるように思われます。

そこで、レジュメの3ページ目へ行かせていただきまして、3(1)ですけれども、それでは今後どうやって対応したらいいかということになりますと、近隣の迷惑施設との関係ではということですが、以前、この委員会でも、交告先生のご報告の中で、許可制を綿密に運用する必要があるといったようなことをお教えいただきましたけれども、同じことがここでも言えるのではないかと思います。

ただし、規制を強化していく、従来許されていた営業形態との関係や、出店の規制をさらに厳しくするというのであれば、規制の一貫性の確保ということが、過渡期においては問題となり得るということが言えるように思います。

(2)の、それでは規制を強化するなり設けるとして、どういった場合にその規制が正当化されるかということになりますが、①は、私の専門に近い部分で、アメリカの議論を、

本当に単純化するとこのようになると考えております。要するに経済規制であれば、自由競争が重要だという価値観がありまして、それが何らかの理由で、自由競争が導入できない、実現できないということがあるならば、規制をもって、それを実現させる必要があるのであって、そのための規制であれば必要ですし、そもそも緩和したり、撤廃したりすることは許されませんし、なじまないという価値観があるように思います。

それと、②の都市政策のほうへ行きまして、一般的な経済規制と都市政策を比較いたしますと、都市政策の場合には、今日、申し上げております、居住生活環境というのも非常に重要な価値観であります、それだけではなくて、幅広いさまざまな価値観を取り込んで規制を構成していく必要がありますので、経済規制よりも問題が複雑であるというらえ方もできるように思います。

そうなりますと、多様な価値観に優先順位をつけて、その上で規制を考えていくということが必要になりますが、居住生活環境については、今後は、位置づけを今よりも少し高めていってもよいのではないかとこのように考えました。これまでは、風営法といった個別の法律にすべてをゆだねてきているわけですけれども、都市計画法との関係で、特にゾーニングを効果的に実施するということとの関係で言えば、近隣迷惑施設の禁止区域のあり方ということ、最低水準をどうするかということは法令のレベルで考えるということがあってもいいのではないかと思います。

レジュメの3の(3)ですが、今までの規制緩和と、行き過ぎた規制緩和に対する揺り戻しというようなことが言われているわけですけれども、自由化と規制ということは、二者択一の関係にあるわけではございませんので、今後は、両者をいかに組み合わせるかということがより一層意識される必要があると思います。規制目的との関係からいいますならば、例えば都市の秩序ある発展と言えば消極規制でありますけれども、良好な都市環境の発展とすれば積極規制と説明できるでしょうし、両方の視点から、両方が重要であって、規制の手段のあり方というのも、複雑ですが、考えていく必要があるように思います。

最後に、「おわりに」というところで、今まで勝手な思いつきを申し上げてまいりましたけれども、従来の都市法とこれからの都市法ということを考えました場合に、従来の規制のあり方というのは、土地利用ですとか土地そのものに注目した規制というのは、非常に充実しているといえますか、規制の対象というのは土地そのものであるということからスタートしているように見受けられます。今日は、居住生活環境というふうに名づけたわけですけれども、今後は、土地の上に展開されている価値観といえますか、空間の利用と

というようなことはよく言われておりますけれども、住民の立場から、土地の上でどのような価値観というものがあって、どういう保護法益を考えることができるかということが見過ごせないのではないかとこのように思っております。

以上、簡単でございますが、ご報告させていただきました。ありがとうございました。

【委員長】 どうもありがとうございました。

それでは続きまして、中井臨時委員、よろしくお願いします。

【中井臨時委員】 東工大の中井でございます。私は、専門が都市計画ですので、個別の都市計画制度をああしたら、こうしたらという話は別の機会に、いろいろな場所で申し上げていますので、今日は、全体に何が今、問題になっていそうかといった視点から報告させていただきたいと思っております。

最初に、長期人口減少がいつごろから始まったかというのを県別にざっと一覧にしたものでございまして、これは国勢調査ベースですけれども、秋田県は1985年までに人口減少に転じ始めていて、ちょうど2005年までというあたりは、32道県で既に人口減少に入っている。あと2年後の2010年までで、大体地方ブロックの中心都市を抱える道府県も減少に転じてくる。その後、残るのは結局、1都3県と、愛知、滋賀と、よく知られている沖縄だけなので、どうも今こういうことを考えるに当たっては、1都3県というのはほとんど別の地域だと思ったほうがいいのではないかとこのことを、まず最初に申し上げておきたいと思っております。それで、だんだん大多数になってきている人口減少県というのがどんなものなのかというところで、今日は私のプレゼンをつくらせていただきました。

その前に、2035年にピーク時に対する人口割合がどうなっているか。当然、早く人口減少が始まっているところは、秋田のように62%ぐらいにまで減っている。よく新聞で一時言われました、和歌山は3分の2になるよというのがこの図なわけですけれども、7割前後になってしまうというような県もかなりあるということでございます。

たまたまここ数年、私がお手伝いをしている山梨県を題材に、現状がどうなっているかということをご報告したいと思っております。これは山梨県の人口推移と将来予測ですので、飛ばしていただいて結構です。それよりも、実は人口減少県だといっても、中を見ると結構まだらになっているというのがその次でございまして、減っているのは、東京に近い大月の側と、甲府という本当のど真ん中と、あとは一番地理条件の悪い身延のあたりで、残りは増えているわけです。これは平成7年から12年、12年から17年もあまり変わっておりません。

社会増を見てみますと、多いのは、甲府の周辺の、いわゆる甲府の郊外の市町村ですね。昭和町だとかそういうところになります。もう1カ所は、これは山梨に特徴的ですが、北杜、昔の小淵沢、長坂といったあたりで、これは八ヶ岳山麓になります。それから富士河口湖ということで、ほとんどリタイアされた方がこちらのほうに移住してきている。だから、結構人口がこういうところは増えている。かつ、これまで人口が集積していた甲府、大月、富士吉田は減っているという状況になっています。

居住密度は非常に少なく、一番下だけ見ていただければいいんですけども、D I Dに34%、3分の1しか住んでいない。もともと平たく住んでいるという場所柄でございまして、D I Dの人口も、現在は全体として見れば、面積は辛うじて増えていますけれども、人口は減ってきているという状況です。

ただ、都市別に見ると、増えているところはわずかで、実は面積的にもD I Dが減ってきているところがかなり増えてきているというのが現状です。特に大月とか韮崎といったあたりは、もともとが小さいということもありますけれども、2割近くも面積が減っている。だんだん人口集積地区そのものがなくなってきているというような状況に、もう既になっっているわけです。

町丁目別に見た人口増減は、これは甲府の周辺ですけども、よくおわかりになるように、甲府の真ん中は青で減っていますが、周辺部は、赤いのがついているのは大体国道20号バイパス沿いなんですけれども、そういうところは見事に人口が増えているという状況です。かなり拡散が激しいというのが現況です。

北杜のほうは、先ほど申しあげましたように、プレリタイアないしリタイア後の、Iターン組もかなり入っているんじゃないかと思いますが、そういう人口増で、河口湖のほうもそういうことになります。

全般的な情報として、まず、モータリゼーションという意味で言うと、全国3位と圧倒的に自動車なんです。97%が自動車で移動しているというところなわけですね。これは決して特別ではなく、その下の地方部というのを見ていただくとわかりますように、地方というのはほとんど既にこういう状況になっているということです。

県民は、大都市と全く違いまして、基本的には圧倒的な持ち家志向で、とにかくこういうところは持ち家に住むのが当たり前という状況です。

それから高齢者も、かつては同居が比較的多かったんですけども、同居は少なくなってきて、すぐ近くというよりは、おそらくは県内の別の市町村に分離して住んでいるとい

う状況がこれから見てとれると思います。

中心部の甲府からは、域外への人口の流出というのが相当激しく起きていまして、転出、転入等は左のグラフのとおりでございます。

地域別に見てみますと、中心市街地は案の定と申しますか、ほかの例を出すまでもなく、人口は減り、事業所も減り、地価も下がり、空き店舗は増える。いい話がほとんどなくて申しわけないんですが、こういうようなことになっております。

それから、高齢化ですね。人口が減ってくると、おのずと高齢化が進んでまいりますけれども、中心部において高齢化が激しく、しかも非常に短い期間に生じているということです。

これは中心部の状況でございますが、ここは、中心市街地の中でも、まだ辛うじて元気を保っている場所でございますが、駅からはちょっと離れているんですが、甲府の岡島という、地元資本の大きなデパートがあつて、それがまだ頑張つて営業してくれていて、その周りの商店街は、少し中活の影響もあつて、まだ何となく体を保っているという状況です。

ちょっと外れるとこういう状況になっていまして、これは、実はもっと駅に近いほうなんですけれども、物販はほとんど閉まっています、かわりにH I Sとか飲食店というものが入っているという状況です。

駅から遠いほうに外れると、ほとんど寂れていて、ここはいわゆる飲み屋街なんですけれども、そういうところでもこういう状況なわけですね。

これは、先ほど申しました地元資本のデパートじゃない大型店が入っていたんですが、今やこれも空きビルです。1階、2階は公共施設関係で使われていますけれども、上のほうは空いている。中心市街地はそういう状況です。

最近になって、ようやく中心市街地にもマンションができて始めてきまして、ここにざっと挙げたぐらいのマンションができて、住宅ができて、そこそこよく売れているみたいなんですけれども、ようやく中心部の人口も少し増加に転じるんじゃないかと予想されていますが、できたマンションはどんなものですかという、例えばこんなもので、景観上はちょっと疑問符がつくようなものができてきたりするわけですね。

今度は、中心部じゃなくて、周りのほうに目を転じますと、これが一応、都市計画をやられている方のための情報ということで、甲府盆地の都市計画状況ですけれども、7つの都市計画区域がありまして、線引きがされているのは甲府という真ん中だけです。赤いと

ところが市街化区域で、ブルーのところ調整区域ということになります。あとは非線引きの都市計画区域で、やや濃い色がついているところは用途地域が張られているところということになります。

郊外ということは農業ということになるわけですが、農用地面積は、何と平成4年から17%も減っている。農地面積じゃなくて、農振農用地だけでこれぐらい減っている。それから、農家数は案の定減っていますし、耕地面積も減っているというわけです。

ただ、注目していただきたいのは一番左の下で、実は山梨県の農業というのは、農業の中では、全国2位の農業所得を誇る。こういうような場所でさえ、こういう状況だということでございます。土地柄、水田とか畑よりは果樹、特にブドウと桃というのが、非常に高付加価値を生むものとしてつくられています。

これは郊外の状況ですけれども、病院は、よく言われておりますように、調整区域にこうやって出て行ってしまった。

それから、これは調整区域内での開発の例なんですけれども、この手の住宅開発が結構頻繁に行われていまして、そこだけ見ると整備水準はそんなに悪くなくて、これならいいんじゃないかというふうに見える部分もないわけではないんですが、全体で見ると、スプロールを助長しています。

これも同じく調整区域内の開発の事例でございます。明らかに分譲型といましようか、地元の方、地権者がやられているというよりは、事業者が入り込んできて、こういうところに需要を見込んでやっているという状況です。

どうして調整区域でもこういうことになるかといいますと、甲府の場合には、いわゆる34条の8の3条例というのが全域指定されておまして、左のグラフが、市街化区域と調整区域のそれぞれの年度の開発面積です。凡例が間違っているんじゃないなくて、調整区域のほうが多いというのが実態です。

それから、今度は白地に目を移しますと、白地のところでは、綿々こういう区画整理事業が引き続き行われております。工業団地も見込んでいるんですけれども、実態としては非常に苦しい、製造品出荷額も下がってきているということで、この種の産業にこれ以上期待するのは多分無理だろうということだと思います。

商業については、そんな巨大なものが出てきているというわけじゃないんですが、にもかかわらず、ここは区画整理をこれからやって、大型のショッピングセンターを誘致すべき場所で、一応そういう計画が進んでいるところもあります。

白地の一般的な状況で、これは南アルプスのほうですけれども、どこが白地で、どこが用途地域だかよくわからない。これもそういう状況ですね。

それから、これは東のほうの、昔は塩山と言っていました、今、甲州市という名前になっていますけれども、そのあたりの地域の状況です。

これは、甲府のすぐ外側にある白地区域の写真です。目に見える範囲は全部白地区域です。1個ずつの開発を見てみると、わりと小ぢんまりまとまった、ここだけ見るとそんなに悪くもないんじゃないかというようなものがたくさんできて、一方では農地なんかも塊では残っているところもあるという状況でございます。

これをどうしようかというときに、もともとこういう散居型の集落といいますか、農地があつて、集落があつて、それがだんだん、逆に言うと連担してきながらスプロールしているという、非常に複雑な現象なんだろうと思います。だから、このスケールで見ると、だんだん連担してきて、むしろ集約しているんじゃないかと思いますが、実はそうじゃなくて、もうちょっとミクロなスケールで見ると、連担しつつスプロールしているという、本当はもっと複雑なことが起きているということです。

さらに、人口がかなり減っている大月あたりに来ると、こんな立派な住宅地があるんですけども、空き地も少なくありません。人口減少県はかなり深刻な状況になっているという実態をご報告させていただいてきました。

これは県のほうで考えた合併の目標で、もともと合併前は64市町村あるんですが、7つに減らしたいということを考えていたんです。現況はそのとおりに全くならずに、こういう状況で28になっている。おかげで都市計画区域も、線引きと非線引きがまじったり、区域外と区域内がまじったり、かなり複雑な状況が今、行政のほうから見ても起きているというのが現状でございます。

県の行政も結構いろいろなことをやろうとして頑張っているんだけど、こういう状況が現実には起きていて、非常に困っている。とりあえずは今の都市計画の仕組みで使える範囲のことをやりましょうということで、例えば甲府の都市計画区域を全部1つにして、全部線引きしますかとかそういう議論を現実的にはしています。

終わりにということで、まず、全般的に見て計画制度の精度が低過ぎる、というのが最初に申し上げたいことです。第1番目には、計画の前提となる情報の精度が非常に低いと言わざるを得ないと思います。この種の地方圏だと、地籍調査は、大都市に比べると多少は進んでいるんですが、まだ山梨でも3割ぐらいしかできていません。敷地台帳もない。

都市計画基礎調査は、お金がないこともあって、古い情報に頼らずを得ず、最近、初めてパーソントリップ調査を山梨県でもやりましたというぐらいですから、全く計画をつくるときの情報の精度が悪いというのが1つあると思います。

それから2番目に、計画の技術の精度もまた非常に低くて、これまで基本的には線引きにしろ、用途地域にしろ、ゾーニングで対応してきたわけですけれども、これはこういう現況を見ると限界かなと思います。ゾーニングというのは、平均的にこういうものが起きるだろうから、それを手当てしましょうという発想ですから、想定外の対応というのは、ゾーニングでは基本的に考えていないので、その部分が、しかしながら現実には大多数になりつつあるということだろうと思います。

3番目は、計画の理論の精度ということで、これは大学の研究者にも大分責任があるのかもしれませんが、最初のスライドでお見せしたように、地方都市は、大都市とはがらっと状況が異なっています。大都市論、特に東京論は、前回の市川先生の議論なんかでも、多く賛同するところはあるんですけども、大都市論と地方都市論のギャップが激し過ぎるというか、それらをどう両方で折り合いをつけているかというところが、理論的な精度としてはまだ必要なかなと思います。

それから、あのような散居型の歴史を有する集落の中で、コンパクトシティを一応目指すわけですが、これはいろいろな解釈があって、どうやっていけばいいのでしょうかということを、皆さんにお知恵をお借りしたい。

2つ目は、「ホリスティックな計画と事業の必要性」と書いておきましたけれども、中心市街地活性化は中心市街地活性化で、いろいろなことがやられていますし、それはそれで元気に頑張っているところもある。それから最近の話題は、郊外も衰退してきているところがあるから、縮退にちゃんと対応しないとイケないよねという議論があって、こういうことへの蓄積も大分進んできている。それから、縁辺部の土地利用整序は、それはそれでちゃんとしようという議論はある。

そういう議論は個別にはいろいろあって、個別にはいろいろな手当てがされているんですけども、山梨を見ただくとわかるように、真ん中も、そこから少し外も、さらに外も、農地も市街地もどこも全部連続していて、これらを全て見渡してきちんとなしな限りは、中心部だけ手当てする、郊外だけ手当てするというやり方だとどうしようもないというのが状況だと思います。その意味では、ホリスティックという、ちょっと古い言葉ですけども、使わせていただいて、土地利用の再編を考えていくことと、それを具体的に動

かしていくための事業制度、事業は特に、中心市街地ならその中だけ、郊外ならその中だけというふうに、今のところできていますので、それらをホリスティックにつないでいくようなものが必要なのではないかと思います。

ホリスティックというのは、ホレスというのがもともとの語源で、英語で言うとホール、つまり全体ということとか、あるいはヘルス、健康ということにつながっていくと物の情報には書いてあったので、つまり全体を健康にしていくためには、部分、部分を見ていくだけじゃなくて、全体を見ていく仕組みが今、必要とされている、少なくともそういう視点を失わないということが必要ななと思っております。

【委員長】 どうもありがとうございました。

それでは続きまして、伊藤専門委員、お願いします。

【伊藤専門委員】 三菱地所の伊藤でございます。三菱地所は、前身の三菱合資会社の時代を含めまして、明治23年ですから1890年以来、丸の内の開発に携わってきております。そういった事業から得た知見ということで、具体論に過ぎないかもわかりませんが、お話をさせていただきたいと思っております。

話の推移としては、まず状況の認識、2番目に、課題をどのように解決するかという枠組みと、3番目に、具体論として、都心の役割分担について、丸の内の事例を考察してみたい。最後に、そういったところから国に期待することということで、お話をさせていただこうと思っております。あくまでも個人としての意見ということで、会社を代表しての意見ではありませんということをお断り申し上げます。

まず、我が国を取り巻く状況の人口減少と環境対応、これについては改めて説明する必要がないと思いますので、省略しまして、現状認識としまして、国際競争力の地位低下ということがこのところ顕著になっているのではないかなということでもあります。

1つは、これはIMDというスイスのビジネススクールですけれども、2008年で、日本の国際競争力というのは22位にランキングされております。これは55カ国中の22位ということでありまして、アジアにおきましては、シンガポールが第2位、香港が第3位、台湾は、ここへ出ておりませんが、13位、中国が17位、マレーシアは19位ということで、日本はアジアにおける第6位という位置になっております。

それから、これは外国人の訪問者数ということで、観光庁さんが一生懸命頑張っておられますので、かなり増えてまいりましたが、それでも2006年、日本は来訪者733万人ということで、30位であります。こちらもアジアで見ますと、中国が年間4,960万人、マレーシア

が1,750万人、香港が1,580万人、タイが1,390万人、マカオが1,070万人、シンガポールが760万人と、その後塵を拝しているわけであります。

それから、国際会議の開催件数は18位、166件ということであります。アジアにおきましては、シンガポールが298件、中国は、香港とマカオを含みますけれども、204件、韓国は185件、ここには記載しておりませんが、都市別で参りますと、パリが世界で一番多く363件、2位がウィーンで316件、シンガポールが3位で298件、東京は世界で24位、58件という数字になっております。

大きな歴史観、正しいかどうかは別にしまして、19世紀は英国の時代、パックスブリタニカの時代だった。20世紀はアメリカの時代、パックスアメリカナの時代だった。おそらく21世紀、今もアメリカのいろいろな権威が音を立てて崩れておりますけれども、アジアの時代になるといった中で、中国、インドが伸びてくる中で、日本がどういったポジションを占めるのかというのがこれからの大きなテーマではないかというのが状況認識であります。

続きまして、いろいろな課題を都市政策へどのように反映するのかということですが、まず、基本認識としまして、都市と地方をバーサスで、対立の構図ということではなくて、それぞれの役割分担の中で、全体として総合力をアップしていくといった考え方が枠組みとして必要ではないかというふうに考えます。

その中で、都市ですね。東京は一つの例でありますけれども、担うべき役割というのは、1つは経済のエンジンであるということで、中でも都心部においては、これから知識集約型の産業の舞台として機能の高度化が課題になっていると、このように認識しております。

ちなみに、国別のGDPのランキングというのがよく出ますけれども、これを都市圏別で見たもの、これも資料がなくて、口頭だけで申し上げますと、1位は東京圏であります。

1兆2,770億ドルの規模、これは2005年でございます。2位がニューヨーク都市圏で7,760億ドル、3位が関西圏で6,840億ドルといった数字であります。ちなみに名古屋圏が6位で4,160億ドル、5位にロンドン都市圏というものが入ってきております。これは、1人当たりの国民所得にその経済圏における人口を掛けて算出したものをご披露いたしました。

丸の内に関しまして、どんなふうに取り組んできたのかということ、歴史も踏まえましてご説明申し上げます。まず、1894年に、2のところですが、当時、三菱ヶ原と言われていたところに、赤い建物が木の陰に見えますけれども、三菱一号館ができたころの絵であります。その後120年近くたっているわけですが、丸の内の歴史というのは、

大きく3つに分けて考えることができるというふうを考えております。

1つは、赤れんがによる建物群が、やがて一丁倫敦というふうと呼ばれまして、大正になりますと丸ビルができた。やがて一丁紐育と呼ばれたわけですがけれども、いずれにしましても、近代日本が欧米にキャッチアップするということを目指していた時代、「坂の上の雲」の時代だと思いますけれども、そのときに、日本のビジネスの中心地を形づくった時期というのが第1の時期だと思います。

続きまして、戦後、朝鮮戦争の後の高度経済成長を受けまして、それまでの赤れんがの建物ではオフィスが足りないということで、31メートルの高さのスカイラインを持つ鉄筋コンクリートの建物群ができた。これが第2の世代だったと思います。

それが、バブルがはじけまして、日本でもいろいろな金融機関が倒産する時代がありました。このときに、丸の内のたそがれということが言われまして、当時は、1週間7日のうち月曜から金曜までの街ということで、土曜、日曜は人っ子一人いない街だったわけです。これからの時代、そういった街ではだめだということで、国際金融センターの機能強化、情報通信技術進展への対応といったことで、21世紀の国際ビジネスセンターを目指しているというのが、今、第3の時代であります。

第3の時代の丸の内の再構築のコンセプトでございますけれども、オープン、24時間365日、世界に開かれた街にしていこうということ。それからネットワーク、これは交流自在な情報インフラ、人々の回遊を促す拠点の開発といったことで、歩行者ネットワークをはじめ、各種のネットワーク整備を行っております。それから、情報が発達した時代ほど、人と人との直接、フェース・トゥ・フェースの交流が非常に重要だろうということで、インタラクティブと。

このオープン、ネットワーク、インタラクティブということを標榜しまして、その核にはサステナブルデベロップメントということで、今、環境問題が盛んに言われておりますけれども、持続的発展が可能なまちづくりを目指しております。

実際の仕組みとしましては、公民協調、PPPというふうに略しておりますが、パブリック・プライベート・パートナーシップによるまちづくり、それから、地権者が連携をしまして、まちづくりの共通認識を持って進めようということで、エリアマネジメントということを標榜しております。合意形成に基づく面的なまちづくり、これは、1988年に再開発計画推進協議会というものができました。お手元にパンフレットをお配りしておりますけれども、ちょうど今年、満20周年を迎えることができました。そちらを母体としまして、

まちづくり懇談会というものが1996年につくられまして、東京都さん、千代田区さん、JR東日本さんとこの協議会が一緒になりまして、まちづくりガイドラインというものをつくりました。現在、まちづくりガイドラインというものは、2008年再改訂を経ましたが、3度目の改訂ということで、現在、これをベースにまちづくりを進めているところであります。

エリアマネジメントにつきましては、同じくNPOの大丸有エリアマネジメント協会というものを設けまして、環境対策その他いろいろな取り組みを、2007年に設立しました大丸有環境共生型まちづくり推進協会とともに行っているところであります。

この間、三菱地所以外のビルも含めまして16棟のビルが建てかわっております。これは協議会のパンフレットの最初の表紙を開いていただいたところに記載されております。

具体的な施策としまして、建物を、ハード面だけではなくてソフト面を充実させようということが、今回、第3回目のまちづくりの大きな特徴になっております。ご案内のとおり、商業機能は充実してまいりました。それから交流機能としましても、ホテルを導入、それからホールやコンベンション施設といったものもつくっております。さらには就業者の支援機能、託児所、ジム・フィットネス、さらには産業連携、インキュベーション機能ということで、新しい産業を支援するようなインキュベーション施設といったものも導入しております。さらに、文化・レジャー・観光機能といったものについても、さまざまな機能を今後導入してまいりたいと、このように考えております。

次のページですけれども、簡単に、どういったものがあるかということ写真を紹介しますと、こちらはベンチャー支援ということで、これから、従来型の産業から新しい産業といったものが丸の内から生まれてほしいという願いから、21世紀クラブ、あるいは創生ビレッジといったインキュベーション施設を新丸ビルに設けております。また、環境について、地権者ともども、あるいは行政の皆様ともども一緒に考えていこうということで、エコツェリアという施設も新丸ビルに設けております。

それから、来街者の方に利用していただく、あるいはお勤めの方にも利用いただくということで、丸の内シャトル、こちらは地権者がお金を出し合しまして、無料のバスを運転しております。それから、都市観光といった観点からスカイバス、無料の施設として丸の内カフェ、仲通りもヨーロッパ的な石畳の通りに変えてまいりました。さらに、いろいろなイベントによる町の活性化を図っております。

そういったようなことで、従来は土曜、日曜には人がいませんでしたけれども、最近

土日、祝日もにぎわう街へ変貌いたしました。お盆のときには、人っ子一人いない丸の内の写真が夕刊に掲載されるというのが歳時記のようになっておりましたけれども、今はすっかりそういった写真もなくなりまして、お盆には、むしろ東京観光に訪れる地方の人でにぎわっているという状況になっております。

16棟と先ほど申し上げました。そのうち私ども、6棟を建てかえました。2002年の丸ビルに始まりまして、さまざまな都市計画手法によりまして高機能のビルを建てかえることができました。新ビルのほうに約3,000億ぐらい投資をいたしました。あと2,000億につきましては、既存のビルの耐震補強だとか、さまざまにリニューアルに投資をいたしまして、約5,000億を投資してまいったというのがこの10年間であります。

その結果、テナントさんの構成も、一番右にニューヨーク・ミッドタウンの例が出ております。金融25.7%、法律・会計・コンサル21.7%というのが世界の金融センターのミッドタウンの状況であります。丸の内も、2000年から2008年にかけて、ごらんのような構成に変貌しております。

また右下には、建てかえた6棟の用途構成が書いてございますけれども、従来、オフィスが93%でしたが、その比率が74%に減りまして、26%は店舗その他交流施設、いわゆる育成用途に変わっております。

次のページが、具体的にお店がどのように増えたか。丸ビル開業前には280店舗だったものが740店、面積にしますと3倍弱という状況であります。

今後は、大手町のほうの連鎖型の再開発が進んでいく。あるいは私どものほうでは、丸の内パークビルの中に三菱一号館、先ほど申し上げました、こちらを復元しまして美術館として活用してまいりたいと、このように考えております。

2011年度末には、いろいろな都市計画諸制度を利用して容積の売買を行った結果、そのお金を原資にして東京駅の復元工事が行われ、それが完成する。駅前広場も整備され、東京の玄関、日本の玄関口がこういった形で整備されるということでもあります。

そういった中で、私ども改めて再確認したということですが、1つは、国際都市間競争の強化というのは必要だということで、ビルのフロア面積の拡大、あるいはインターネットデータセンターなどのICTの環境といったものの充実、こういったハードのビジネス環境を整えるのが大前提なんです。さらに税制や生活面でのニーズにこたえる、海外から評価されるプラットフォームの提供が求められると、このように考えています。

2番目に、知識集約型社会への対応ということで、知の集積による文化発信力といった

ものが、これからは国の活力の源になっていくだろうと考えております。

それから、エリアマネジメントの持続・促進。地権者があまり自分のことだけを主張しているということでは町の発展はないのではないかなど。エリア全体のあり方を地権者が共通認識をして、それをみんなで目指していこうということが非常に重要ではないかというのを改めて感じております。また、官と民との対話がよりよいまちづくりに不可欠であると、このように考えております。

4番で、環境負荷軽減、これはまさしくこれからの課題ということで、私どもは真摯に取り組んでまいりたいと考えております。

最後になりますが、国に期待したいことということで、先ほど申し上げましたような状況で、国際競争の中で選ばれる国、選ばれる街へということ、これは居住環境、あるいは言語バリアの問題、安全・安心は当然のこととしまして、多様かつ重層的な文化性といったところをより強化していく必要があるだろう。

それから2つ目には、規制の発想から、有るべき機能を誘導する、どういった機能が必要なのかということを実際に考えながら、民間の創意工夫の一層の活用といったものを図っていただきたいなど。それから、必要分野における重点的誘導といったものもお願いをしたいと考えております。

それから、都市計画における国家的戦略と地方分権、地域経営との調和ということですが、生活者視点の施策、身の回りの都市計画、これは基礎的自治体に任せるということになるんだと思いますけれども、一方、国全体としても競争力を強化していく。国レベルでも、施策といったものについては別な仕組みが必要なのではないだろうか。それは具体的にどういうことかということについての考えは持ち合わせておりませんが、強めていかなければいけないところは強めていくといったことが必要なのではないだろうかと思います。

丸の内におりますと、我々はその中には住んでいないわけですが、1日の大半をそこで過ごすわけですので、そういったワーカーの意見を都市計画等に反映させるような仕組みといったものがあるといいのではないかなど、このように考えます。

以上でございます。

【委員長】 どうもありがとうございました。

それでは続きまして、青山委員、お願いいたします。

【青山委員】 私は、相互に関連しているんですけども、1点目は、大都市について

の都市計画制度を一旦リセットする必要があるのではないか。2つ目は、関連しているんですけども、時代に合わせて、都市機能更新と省エネとの関係。3つ目は、憲法29条の私有財産は公共のために用いることができるという規定が、都市政策に生きるような制度化が必要だ。以上、3点についてお話をしたいと思います。

まず、リセットの話ですけども、私は都庁で仕事をしてきたという立場からのお話になりますけれども、実務からの仕事実感からいうと、現在の建築基準法が全国一律というのはいいんですけども、都市計画法が全国一律の制度のもとで、もちろんその中でいろいろと分けていくんですけども、そういうやり方でやっているのがもう時代に合わなくなっているのではないかとこのところから来るんです。1つは、今の都市計画はゾーニングから始まっているんですけども、ただ、結果的には容積率が非常に大きな、都市側からいうと、まちづくりをコントロールする要素になっているんですが、それを高さとか景観を主眼にしたゾーニングに変えたらどうかという話なんですね。

大体、東京で言えば、建築紛争というのは高さであって、容積率が高いからけしからんという話は聞いたことがないわけなんですけども、それは、なにかんづく人々の価値観がそこにあるところから、ゾーニングをやり直したらどうかということなんですね。具体的に言えば、ゾーニングを、今のやり方ではなくて、都心、副都心、駅前、幹線道路、広大な敷地について、高層地域としてゾーニングをして、低層で守るべき地域は低層地域に区別するというを基本とするということなんです。

それから2つ目は、東京の問題なんですけれども、都と区の都市計画権限を再編成する必要があるということです。これは特にこの2、30年言われてきた、都市計画、まちづくりへの市民参加論との関係なんですけれども、メガロポリスの都市計画についての市民参加論とコミュニティレベルでの市民参加論とが非常に混同されている。ここに混乱の原因があるので、手続を別にすべきだということなんですね。

さらに言うと、こんなことは東京都の中でできるはずなんですけれども、高層ビルもしくは超高層ビルについても、特定街区も総合設計も、比較的小規模なものは区に移しちやっているんですけども、これも一つの原因になっているので、リセットして、都と区の都市計画権限を再編成したほうがいいということなんですね。基本的には都に統一するということなんです。

私が都市計画局にいたときには、幾ら地方分権といっても、これは性質が違うので、しなかったです。例えば六本木ヒルズなんかを建てると電波障害が埼玉まで行くわけですし、

そういう広域的なものに対して区でやるというのはおかしいということで、しなかったんですが、たまたま私が都市計画から離れている間にそうなったんですけれども、これはやり直したほうがいい。

それから3番目は、もしかすると東京特有の問題かもしれませんが、昼間区民の政治参加について、これは都市計画制度だけの問題じゃないんですけれども、これをする必要がある。これは私、千代田区の専門部会長ですずっとやっているんですけれども、要するに千代田区なんかで言うと、夜間人口は4万人で昼間人口は85万人なんです、すべての政治決定権は夜間人口からの代表者から成っているところから、全体としてはいろいろ問題があると私は言っているんです。全体としては日本の都市計画というのは、ヨーロッパやアメリカに比べると非常にうまくいっているというのが実感なんですけれども、でも、やはりここを改善する必要があるということです。

そもそも容積率制度というのは、私は40年前の手書きのガリ版の東京都の都市計画局の資料を持っているんですけれども、私が教わったのは、容積率制度というのは、床面積が増えると、自動車交通の発生がある。人が増える。エネルギーが要る。上下水道を設置しなければならない。ごみが増える。マンションだったら学校・保育所の需要がある。だから容積率を基本にまちづくりをコントロールするんだと、容積率制度ができた40年前には、私はそう教わりました。1963年だったと思いますけれども、私が都庁へ入ったのはそれよりも後なんです、そのときには都庁の都市計画局の教科書はそうになっておりました。

これは、明らかに時代は変わっているわけですね。都心のビルが今、機能更新しているのは、もちろん老朽化しているからなんですけれども、都心の本社機能が、工業化時代の大量の従業員を詰め込んで、大量の事務処理、伝票処理をする機能から、むしろ交流機能へと変わってきているということだと思いますので、したがって、ビル床が増えればすぐに、ここに書いてあるようなものが必ずしも増えるわけではない。マンションの場合も、延べ床面積が増えると学校・保育所が増えるかということも必ずしもそうではない。特に日本のように、極端に1人当たりの居住面積が都市では少ないという場合には、必ずしもそうではないので、私は容積率を基本にまちづくりをコントロールしていくという都市側の目的は、今は時代が違うんじゃないかと思います。

さらに言うならば、これに敷地を対象として日影規制、北側斜線、隣地斜線、前面道路制限だとかがあつて、これらをすべてクリアする設計をするという結果、街並みがふぞろいで醜悪な町ができていく。必ずしも全体として醜悪かということ、結構いい街並みもある

んですけれども、そういう部分があるということなんです。

また、もう一つ問題なのは、これらの精緻な都市計画法、建築基準法、その他の法規の規制をすべてクリアして設計をしたら建物が建つかというと、建たない。今度は、それに対して近隣住民が反対する。そうすると、夜間住民から成る基礎的自治体が協力しないということがありまして、結局、すべての現在の規制をクリアしてできた設計図に対して、超法規的な紛争が始まるというのが東京で見られる図でありまして、その結果、建った建物には、妥協の産物として、建て主としては、合法的なものなのに削られた。それから近隣住民としては、結局建ったじゃないかと双方に不満ができて、しかも街並みがふぞろいになるという結果があるといったいろいろな問題がある。一生懸命みんな制度を、私も含めて、いじってきたわけですけれども、それが非常に精緻になり過ぎたところがあるので、私は、一旦、今、何が基本かというところに返って、リセットしたほうがいいのではないかという考え方です。

特に用途地域なんかも、ご承知のように、非常に細分化されてきました。都市計画法の区域だと、市街化区域と調整区域にまず分けて、市街化区域の場合は用途地域を分けて、用途地域が決まると一定の幅で容積率とか建ぺい率が決まっていくという制度が非常に、しかも、それに対して例外、上乘せ、ボーナスとかいろいろなものがあるということで、精緻になり過ぎたんじゃないかということです。

ちなみに、これはロンドンのシティの、左がロイズの本社で、右がリー社の本社ですけれども、この写真でわかるように、2つの超高層ビルが建っている間の道路というのは6メートル幅なんです。ロンドンでは10年以上前に容積率制度をやめましたから、やめてどうなったかという、それぞれの街のコンサルタントが充実しているということもあるんですけれども、機能、住民合意、総合的な判断で建てていくようにしたということがあるわけですけれども、いずれにしろ容積率制度を基本とはしていない。

それからニューヨークの場合も、マンハッタンの最高基準容積率が2,160%ですから、実際には上限がないに等しいというふうに彼らは言っていますけれども、それからゾーニングも、ニューヨークの場合、一旦リセットしてやり直したのはご承知のとおりです。

別にロンドンもニューヨークも、私は必ずしもうまくいっているとは思わない面も多いんですけれども、ただ、やはり時代に合わせて制度を変えていく必要があるのではないかと。特にそれは、東京から心配するのは、23区に限って言うと、オフィスとマンションの供給量がややいびつな形で来ています。オフィス床で言うと、これは床面積延べ1万㎡以上

に限っての話ですけれども、2003年が、ビル床が過剰になるという説がかなり唱えられた年だったんですけれども、確かに非常に多く供給されています。しかし結果的には、この後ずっと現在に至るまで、ビル家賃は上昇し続けたわけで、需要はあったんだと思いますけれども、かなり乱高下した。

それから、マンションの場合は増えてきましたけれども、2009年の1万4,900戸というのはかなりダウンするだろうというふうに思います。この辺をマクロである程度コントロールしていくような都市計画にしたほうがいいのではないかと。

そういう理由が、これなんですけれども、100メートル以上のビルを数えたんですが、どこも動いているので、なかなか確定値にならないんですけれども、ミッドタウンで308本、シカゴのダウントウンで264本、香港のセントラルとちょっと周辺まで広げて201本、マンハッタンの下の方で103本、上海は多分、今は100本になっているんじゃないかと思えますけれども、というのが大体の概算です。

高いのがたくさん建っているからいいとは言わないんですけれども、東京の場合に、99メートル超のビルをカウントしてみました。何で99メートル超としたかといいますと、本来100メートルを超高層ビルというのか、150メートルをとったらいいのか、120メートルをとったらいいのかというのは、やや問題があるんですけれども、一応、東京都はビルアセスをやっています、その対象が100メートル以上としていた時代が長かったので、今、都市再生地域は120メートルに上げましたけれども、したがって99メートル台で建っているビルが多いというか、かなりあるわけです。ですから、100メートルで切っちゃうと少なくなり過ぎちゃうので、99メートル超でカウントしたんですが、これも軒高でとるのか、塔屋をどう入れるのかとかで、いろいろ数は変わってくると思います。

だから大ざっぱな数字だと受け取っていただきたいんですが、何とさっきの300本だ、200本だ、100本だというのに比べると非常に少ないということがわかると思います。これは多ければいいというものではないんですけれども、ただ、さっきのビル床の供給状況の数字とあわせると、短期的な動向は別として、長期的には建てやすい環境というのを考えたほうがいいのではないかとということなんです。

それから、大きな2つ目は省エネなんですけれども、1つは都心居住、2つ目は建築の省エネ、3番目は、これは多分、2016年東京オリンピック招致のキーワードになると思うんですけれども、水と緑の問題です。これはやはりコンパクトシティということで、さっきの大きな1番目と関係してくるんですけれども、例えば昼夜間人口比率をとってみると、

東京都心4区、この場合は千代田、中央、新宿、港、この4区で言うと、今、私が持っている数字では、昼間人口が315万人に対して、この4区の夜間人口は62万人ということで、比率は5.1倍になります。これは、ロンドンとか、特にマンハッタンなんかと比べると、非常に夜間人口がいびつな状態になっていまして、ですからコンパクトシティを高密度都市と考えて、東京で考えると、都心居住ができるような都市計画制度にしていく必要がある、そう考えるわけです。

ちなみに環境省のデータでも、人口密集地区の場合に、人口密度が低いと1人当たりCO₂発生量が大きくなるという、きれいなグラフがあったと思います。コンパクトシティという面では、ちょうど今年やっているんですが、前回のパーソントリップ調査ですけれども、1988年から1998年というかなり昔でも、これは伸び率を太さで、パーソントリップを示したわけですが、非常に都市間移動が増えていたということがわかります。それは要するに、例えば東京多摩から東京区部への通勤人口というのは、既にあの10年にも増えていなかった。線がないわけですから、伸び率を太さであらわしているの、これは増えていなかったということを示しています。

それから今度は、ビルとか一定のエリアのまちづくりの場合の機能更新の効果なんですが、これがいろいろな勉強会とかグループでやっているんですが、なかなかすっきりした結果が出てきていないようなので、私はぜひこれをはっきり、都市構造論を踏まえてカウントしたほうがいいんじゃないかと思います。CO₂の排出原単位で言うと、都市再生地区の平均で、既存の建物が約115kg/年m²だったのが、省エネ法のオフィスが10時間稼働という、やや仮定の値にすぎないんですが、新築高性能ビルに建てかえると、原単位で言うと65kgと約半分に減るという数字がありましたけれども、具体的にプロジェクト別で見ても、それに近い数字が出ています。ということで、これはやはりCO₂問題を考えた場合に、都心の機能更新がどうなるかという、基本的には燃費のいいビルを建てたほうがいいというふうに考えるんですが、それはデータではっきりしないと永遠に水かけ論になりますので、この辺はきちんと計算する必要があるんだろうと思います。

ちなみに、これは晴海トリトンですが、ここは超高層ビル3棟を、UR都市機構、前の住都公団がやったプロジェクトです。下に2万トンの水蓄熱槽をつくって、べた基礎を埋めなくて水槽にしたわけですね。2万トンの熱交換のための蓄水プールというのは日本で最大だと思いますけれども、NHKでたしか6,000トンぐらいだったと思います。あと幕張にもありますけれども、あれも数千トンだったと思います。これは燃費を3割下げたとい

うふうに言われています。これに限らないんですけれども、汐留もやりました。あそこは氷蓄熱をやりましたけれども、この種の技術というのは、実は日本が一番発達しているんだと思います。これらを促進するような都市計画が必要ではないかということなんですが、これはオリンピックの会場ですけれども、オリンピックでも、おそらく水と緑と省エネがキーワードになるだろうと思います。

ただ、東京というか、日本が改善しなければならないのは、これは、この社会資本整備審議会でいただいたデータなんですけれども、滅失住宅の平均築後年数が、日本は平均30年、アメリカは55年、イギリスは77年と、私はこのグラフを拝見して非常にショックだったんですが、これを改善していくことが必要だと思います。

オリンピック関連ですが、例えば東京の場合は非常に水辺が豊かなので、たとえ首都高がかぶっていても、これは日本橋側、飯田橋から下流を見たところなんですけれども、九段方向で、この種の水辺は非常に豊富だということがあります。

もう一つ、さっき楽しみというようなキーワードの中に入れておいたんですが、これはニューヨークのマンハッタンのタイムズスクエアですけれども、絶えずこういうことを道路をとめてやっているわけです。やはり街の価値を上げていくにはそういう努力というのは必要で、ただ、日本の場合には非常にこれがやりづらいということがあります。主催者側が飛び回って、都道府県庁だ、基礎的自治体だ、警察だ、消防だと許可を取って歩かなければならないというところがあるんですが、これをまちづくり部門で統一したほうがいいんじゃないかと思います。

大きな柱の3番目、最後ですけれども、土地利用についての制度ですが、1つは、公有地の長期定期借地・複合活用が可能な制度ということです。これは、定期借地権という制度ができたという民法上の領域の問題を活用して、東京都がかつて都営住宅敷地に民間でコンペをやったんですが、マンションを建てていただいて、東京都は70年の定期貸借に土地を出して、それを分譲マンションとして民間に売っていただいて、都営住宅も建てただけということをやったわけです。実はこれを東村山でもやって、港南4丁目でもやりました。港南4丁目はたしか72年ぐらいにしたんです。実はこれも非常に、初めてなので及び腰にやったので、大都市だと、これから広大な跡地は出てきませんから、そうすると、やはり公有地をねらうことになると思うんですけれども、私はその場合には、譲渡でやるのも、それはあっていいんですが、定期借地制度を公有地に適用するというのは効果的ではないかと思います。

このとき、実は及び腰だったのでうまくできなかった。結果的には、プロジェクトとしては、都心なのに1,000万円ぐらい安くマンションも売れましたし、うまくいったと思うんですけれども、まちづくり上、問題があったのは、70年という定期借地でいいのか、70年で壊すマンションを超高層ビルで建てるのかと。建てたんですけれども、定期借地権じゃなきゃいけないのか、定期所有権でもいいんじゃないかと。それから、SPCが70年間続くというのも非常に不自然で、それから一括支払いでもいいんじゃないかと。ヒントとしては、地方税法の固定資産税の規定だと99年の定期借地を想定して、その場合には、借り主から固定資産税を徴収するという規定があるんですけれども、99年というのは、私は一つのヒントではないかと思います。ちなみに、イギリスもアメリカも、99年という定期借地は非常に多いですね。

それから、さっき公共の福祉の中に幾つか書いてあった中の主なものだけ説明します。都市計画の制度をリセットして変えたとしても、基本的な都市構造がはっきりしていないとだめなので、それは、土地収用法を2001年に一度改正していただき、かなり改善されたんですが、もう一度、特に時間軸を中心として、いじる必要があるのではないかということ。つまりそれによって、基本的な骨格的な都市構造がいつできるのかということがはっきりしていないと、都市計画法、建築基準法だけを幾ら改善して理想的なものにしても、それは動かないんだと思います。これが必要だということです。

それから、そのほかの木造密集や何かのことなので、代替地あっせん力充実とか、民都・URとか、木造密集と書きましたけれども、そういう対策としてこういうものが必要なのではないかということです。

ちなみに、中国がいいとは決して思わないんですけれども、少なくとも中国の場合は、北京でオリンピックをやるために、環2、環3、環4、環5と4本の環状道路を一举につくって、格子状の、非常に信号にひっかかるという都市計画は一举に改善されたということがありました。それをまねしようということではないんですけれども、制度を変えて、こういう骨格構造を短期間でつくれるということも必要ではないかということを最後に申し上げて、私の報告を終わりにします。どうもありがとうございました。

【委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、4名の先生方からのプレゼンテーションに対するご質問やご意見等ありましたら、ご自由にお問い合わせいたします。

【A専門委員】 最初にコメントをさせていただきます。今日のお話を伺って、中井先

生が終わりのほうに言われましたけれども、中井先生のお話しされた地方の話と、あと伊藤委員さんと青山先生のおっしゃられた大都市の話は全然性格が違うなというのがよくわかったかなと思います。どちらかというところだと地方のお話になるのですが、中井先生が見せておられました白地の、あれだけ建っていますよというのは非常に衝撃的で、山梨の場合はおそらく、中井先生も見せておられましたけれども、調整区域が結構広いから、リープフログしちゃって、外側の白地のところが結構開発地としてねらわれたという経緯があるのかなというふうにも思いました。

実は岡山の周りでも、調整区域がかかっているところを外してくれとかというものがほかにもあって、ああいう白地の状況を目指している方というのは、実は結構多いんじゃないかなというのが実際の状況かなというふうに思っています。そういう意味で、本来、都市として管理すべき空間をもっと広くとっておくべきだったんじゃないかなということと、これは議論として、中井先生ではなくて、むしろ最初の渡井先生へのコメントになってしまうのですが、そうなったときに、個人の権利を守るというスタンスだと、判例主義的にいくと、あそこで自由に建てたのが認められるのであるならば私のところでも認められるべきであるというストーリーで、どんどん認められていってしまうというふうなことが、今までの都市計画で一番問題だったのかなというふうに思います。

そのときに、渡井先生が述べておられます規制対規制緩和という議論だけでは、結局、規制緩和のほうが筋が通っているんで、全部規制緩和されてしまうということになってしまっていて、とめられないという言い方をしたら、また規制的な言い方になってしまうんですが、多分、規制の議論とは全然ベクトルの違う計画のコンセプトがないということが一番問題があって、皆さんが少しずつ、例えば個人の財産権を我慢することによって全体がハッピーになりますよというふうな、第3の計画の軸の視点が必要かと思います。二元論、すなわち規制対規制緩和ではなく、計画のコンセプトというのが別にありますよ。そういうときには、必要に応じて法律に逆らうと言ったらちょっと大げさですが、青山先生も、後藤新平さんの本の中で、法律をむしろ、そういう現実にあった形で、理想に合うような形に変えていくほうがよい場合もあることも書かれていましたが、そのようなあるべき姿を目指すには、二元論じゃなくて計画というコンセプトで見ていくということが大事なかなというふうに思います。

【委員長】 コメントがありましたけれども、発表された方で何か。

どうぞお願いいたします。

【渡井専門委員】 それでは、私の部分についてコメントを頂戴しましたので、簡単に申し上げようと思いますが、おっしゃったとおり、確かに計画のコンセプトが一番重要ということとは言えると思います。市街化調整区域における山梨県のご紹介というのは、私はあまり知識を持ち合わせておりませんが、とても興味深く拝聴しまして、おそらく問題なのは、既存宅地の問題であるとか、あるいは農業委員会における手続の段階などで、何が原則で、何が例外ということが見えにくい面もあるのではないかとこのように考えております。

一般論として、地目を変更したりするような場合でも、審査の具体的な基準なども一貫したルール作りは難しいようにも思われますが、本来はそういう意味での計画のコンセプトというのがまず一貫してあるべきで、その上で、規制なのか、規制緩和なのか、許される規制なのかという論じ方をしていく必要があるという点では、ご指摘のとおりだこのように考えております。

【委員長】 ありがとうございます。ほかに何か。お願いします。

【中井臨時委員】 山梨のお話の、コメントですけれども、調整区域を飛び越えていったというよりは、必ずしも調整区域はそんなに広くなくて、むしろここでは、いわゆる既存宅地条例が全部かかっているの、事実上、関係ないんですね。白地と似たようなもので、白地はただ60の400という、そこまで大きく建てられる。調整区域は、さすがにそれはだめだよと、その違いぐらいしかないの、あまり飛び越えていったという状況ではないんじゃないかと思えます。

それで、土地所有の状況だとか、農地の状況だとか、農業の状況だとかを見ていると、こういう具合になっていくのは、ある意味当然のところはあって、特に法律的なところまでいかななくても、先ほどのAさんに認めたから、Bさんにもということじゃなくても、多分このようにふうになると思うんですね。

1つ参考になる話をすると、Aさんに認めること自体は悪くないんだけど、Aさんに認めると、ずっとZさんまで認めないといけないので、そうすると全体がおかしくなるよねというときに、最初にとめられるかどうかというのは結構大きな話で、例えば私の知っているイギリスの法律なんかだと、それを理由に最初にとめていいよということになっているんですね。つまり、1個ずつは悪くないんだけど、それを1個認めると、全部公平に認めなくちゃいけないので、だったら最初の1個をだめにしてしまいなさいということです。そこら辺は、理屈の問題というよりも、何をどう考えるかという価値観の

問題のような気もいたします。

【委員長】 ありがとうございます。

ちなみに、今おっしゃった、1個認めれば全部認めなければいけないというのは、認めるか認めないかのゼロ1のゲームだから、そうなっちゃうかもしれないんですけども、例えばそこに価格みたいのを入れ込んで、早い者勝ちには必ずしもならないようにするとか、何か別な工夫というのはあり得ないんですか。今の制度ではもちろんないんですが、今後のことを考えると。

【中井臨時委員】 工夫すると、あるかもしれませんね。例えばさっきのような白地のスプロール型のやつには、いわゆる郊外チャージのようなものをどんどんかけていくというやり方はあるのかもしれませんが。そのときに、今までだったら開発負担金みたいな理屈でそれを取っていたわけですけども、多分、もっと別の理屈でそれを取らないといけなくて、そうすると、何を関数のXにして、何をF(X)でとりますかという、その理屈を組み立てるのが非常に難しく、財政にこれだけ圧迫をかけますからというようなことを組み込んでいかざるを得ないんじゃないかというふうに思います。

【委員長】 ありがとうございます。ほかに何かご意見は。どうぞ。

【B専門委員】 今の中井先生のお話に出てきた、イギリスの最初の案件でストップできるという法律があるとおっしゃったんですが、それはどういう法律か教えていただきたいんですけども。日本でも、理論構築でそういうふうにはできると思います。要するに裁量の幅がどれだけあるかということで、例えば国立公園の規制された区域内で建物の新築、何か建物を例外的に認めるという場合があるんですけども、私は「行政機関が以後の案件への波及効果を恐れて最初に止める」という言い方をしますが、その波及効果論を認めた判決もございまして、要するにそういう裁量を見込めるかどうかということなんです。今おっしゃったように、Aさんに認めると、Bさんも、Cさんも、Zさんもというのは、行政法の用語で言いますと平等原則、要するに公共の前に国民というのは平等に扱わなきゃいけないという論理からくるものです。しかし、Aさんに認めたときとBさんの案件が申請で上がってきたときは状況が違いますので、その状況の差異をどれだけ説得的にBさんに対する不許可の理由にできるかという、つまりその局面の違いをうまく説明できるかという問題になるはずなんです。もし、そういう状況の差異を踏まえた個別的な扱いが難しいのであれば、そこは最初からAさんの段階で止めるという裁量があり得るということを確認に法制度で組めば、Aさんでストップすることができると思います。

【C委員】 今の問題なんですけれども、私は、中井先生の白地地域の建て詰まっている写真の示すものというのは、それをどうやって建てさせないかという問題も重要なんですけれども、一方で、もともと都市計画区域があって、市街化区域があって、建てるべき地域に建てにくいということこそというか、それも改善しないとちががあかないんじゃないかと思います。

【委員長】 ありがとうございます。ほかに。

【中井臨時委員】 イギリスの仕組みですけれども、法律は都市・農村計画法ですが、その中に書いてあるわけではなくて、実はどういう場合に許可を出していいとか、どういう理由なら計画許可を拒否できるかというのは、向こうでの判例に当たるようなものの積み重ねの上でできていまして、長いこと運用されているので、解説書のようなものがあります。その中に、例えば申請者の経済能力で拒否していいとか、一種の判例マニュアルみたいな部分がありまして、その中のわりと有名な一つのケースとして、大体どの本でも紹介されていると思います。

【委員長】 ほかに何かご意見はありますか。どうぞ。

【D専門委員】 今のお話を聞いていて非常に興味を持ったのは、私自身の町でも、そういう意味では似たようなことがありまして、ただ、行政とすると、一度許可をしてしまったものは、時間がたっても、理屈づけてすごく難しいんですね。一度やってしまったものだから、次も必ず認めなくちゃいけない。住民はまずそういうふうに思っていますので、そこをもっと補強してもらいたいんじゃないかという、中井先生のおっしゃるとおりだと私も思います。

全然話題が違うんですが、私は実は意見というか、伊藤委員さんのお話で、丸の内のまちづくりについて期待とエールも込めまして、ちょっとご意見を申し上げていきたいなと思っているんですけれども、私の町は、実は丸の内の新しいまちづくりと非常に大きくかわっておりまして、3点ありまして、1つは、江戸天下祭りに、うちの町の山車が出ているんですね。それから、3年前ですけれども、フードフェスタがありまして、こちらに全国の厳選された野菜を展示して販売するというイベントがあって、そこにも私の町の若手の農家の人たちが行っているんですね。

それからもう一つは、都道府県のアンテナショップみたいなものがありまして、そこを順番で、我々の地域のいろいろな物産展を出したこともあるんです。全部丸の内です。私がすごく最近感じるのは、今の丸の内というのは、洗練された祝祭空間に本当になってき

ているなというふうに感じるんです。地方の都市の伝統文化であるとか、農業に従事している人にとってみると、自分たちのものを丸の内に出したということは、ものすごく誇りになるんですね。出すことによって、実は自分たちも洗練されると。

例えば山車なんかを、電線が大変多いものですから、うちの山車は箱型なんですけど、それを全部閉じて巡行していたんですけども、丸の内に行くと、全部三重高欄をせり上げて巡行できた。そうすると、ほかの山車よりもかなり自分の町の山車が大きいということが改めてわかって、それを町に持って帰ってきたときに、電線が地中化されたところにおいては全部せり上げてやりましょうと。10基の山車をですね。それがすごく観光客を呼べる一つの大きなポイントになったりして。

そう考えますと、先ほど、東京対地方というのではなくて、東京の洗練された祝祭空間に、自分たちの地域の文化なり、あるいは農業もそうです。出ることによって、それが帰ってきたときに、より洗練されて誇りになっていくという構造があるというふうに思っているんですね。これがもしかしたらこれから、文化面だとか産業面ですので、都市政策とちょっとかかわりがどうかと思いますけれども、地方と東京が結んでいく、丸の内は、その一つの大きな役割を担っているような気がしているんです。

これは意見なんですけれども、祝祭空間としての機能をもっと高めるためには、例えば江戸天下祭りなんかも、あれだけすばらしい山車が、関東一円、あるいはもっと遠くから、静岡のほうからも来ているにもかかわらず、もっとPRをしたら、外国の方が、その日に丸ビルのところに来れば、一度に日本の文化の凝縮されたものが見られるわけですし、農業についても、これだけ食の安全というのが言われている時代に、日本の農家の持っている、本当に職人わざとも言えるような安全へのこだわりといいますか、そういったイベントを丸の内で開催してくれることによって、これはきわめて国内的なものだけではなくて、世界に対して発信できるものもあるのではないかなと。そういう祝祭空間づくりにもう少し、千代田区が今一生懸命やっているわけですし、丸の内のまちづくり協議会が一生懸命やっているわけなんですけれども、もっと全国レベルで注目をしてもらってもいいんじゃないかなと。例えば道路の規制であるとか、皇居前広場のところで終わっちゃうんですね。せっかくあれだけ大きな広場があるので、もっとあそこを祝祭空間として使ったら、おもしろいことになるんじゃないかと思ったり、そういうことも感じておりますので、ぜひそういう意味では、丸の内というのが、もっと日本の地方にとってもブラッシュアップできる場所として機能を高めていっていただきたいなと、そう思っておるんです。

【伊藤専門委員】 ありがとうございます。先ほどの新しいまちづくりの3つのキーワード、オープン、インタラクティブ、ネットワークという、そのオープンの中に、地方と東京のそれをもっとオープンにやっというのをテーマに掲げています。ですから、意識的にいろいろな都市との連携も進めようとしていまして、例えば江戸天下祭りもそうですけれども、ねぶた祭りの大きなねぶたを飾ったりとか、あるいは能登で地震がありましたけれども、その復興支援みたいなイベントを丸の内でやったりとか、あるいは食の安全ということは非常に重要なことで、つい先日ですけれども、農水省さんの食糧自給率1%アップのキャンペーンなんか丸の内で行いました。そのときには仲通りを、警察の許可も得て、交通ストップにして、農家の方が自分の生産物を持ってきて、丸の内にたくさんレストランがありますから、そこで直接、産直の契約を結ぶとか、まさしく今おっしゃられたようなことを一生懸命取り組んでいます。

ただ、残念ながらPRが下手なものですから、知られていない面が多くて、そこら辺は意識して取り組んでおりますので、またPRもしてまいりたいなと思っております。その方向で頑張ったいと思っています。

【D専門委員】 丸の内に出ることで、実はそこに来た人が、その地方ってどこなんだろうと言って来ていただける、そういう効果がすごくあるという、それをつけ加えさせていただきます。

【委員長】 ありがとうございました。

そういう意味では、ある場所だけが栄えるんじゃなくて、その栄えたものをうまく分散させていくというか、波及効果を持たせる、そういうことでしょうか。

ほかに何かご意見はありますか。どうぞ。

【E専門委員】 青山先生にお教えいただければというふうに思ったんですが、価値観に応じたゾーニングというのは、今日、私が何となくぼんやり思っておりましたことと、そのとおりだと、まさに同じことだというふうに感じたんですが、今後、高さに着目した上でのゾーニングということを考えてまいりますと、やはり建築基準法への影響というのも考えられるというふうに思うんですが、新しい時代の都市計画法と建築基準法の関係というようなことについて、何かお考えがございましたらお教えいただきたいというふうに思ったんですが、いかがでしょうか。

【青山委員】 都市計画法は、要は面をコントロールして、建築基準法は、点というか、単体をコントロールするという考え方だったんですけれども、30年ほど前に地区計画制度

をつかって、相互乗り入れをしたという経過があるわけですね。かなりの部分は地区計画で、私が言ったことは解決できるはずだ、あるいは都市再生法で解決できるはずだという考え方もあるんですけども、運用の実態としては、地区計画はむしろコミュニティ単位の計画がつけられるという制度だし、都市再生法は、実態からいうと、必ずしも高さで全体を考え直そうという考え方がないので、仕組みとしては似ているんですが、それを私はやり直したほうがいいと、そういう意味で言っているわけなんですね。

そういった意味で、建築基準法との関係で言いますと、当然、建築基準法における強度とか、生活安全とか、安全衛生だとか、そういった基準は当然適用されるんだと思います。むしろ今、建築基準法のほうが都市計画法に乗り入れている部分が一本化して、別にどっちがどっちということはないんですけども、高さを基本としたゾーニングでいけば、都市計画法も建築基準法も、それはそっちのゾーニングのほうに従うという形になるのかなと思います。

【E 専門委員】 ありがとうございました。

【委員長】 ほかに何か。

もしよろしければ、私のほうからも青山先生に伺いたいんですが、最初のところで、メガロポリスとコミュニティの手續を区別せよというお話をされましたね。理念的には私もそうだなというふうに思うんですが、現実には空間的な場所というのは、場合によってはオーバーラップしていたり、そうでないとしても隣接したりするわけですね。その場合に、区別しようとしても、両方の声があり得るときに、何らかの調整ないし、ある種の区分け、仕分けみたいなものが必要だと思うんですね。そのあたりについてはどういうふうにお考えでしょうか。

【青山委員】 基本的に、私の36年間の都庁での経験からいうと、東京都がつくろうとするのは、大体メガロポリスの都市計画レベルの施設をつくろうとするわけです。外環をつくろうとかですね。これは凍結解除でしたけれども、その種のことや、あるいはかなり広域的な清掃工場をつくろうとか、福祉施設であっても、かなり広域的な福祉施設をつくろうということになるんですが、その場合に、だれと折衝するかというと、大抵コミュニティレベルの人たちの住民参加とやるんですね。そうすると、こちらがまずつくることが前提にあるものですから、そこで永遠に対立は解消されない。でも、つくることが前提として、地域の住民、近隣の人たちの生活とか環境というのはよくわかるので、そことどういふ妥協をしていくかという話になるわけですね。

その場合に、ただ、今度は、近隣住民のほうはそれで満足しているかという、その制度には全く満足してなくて、やはり都市計画決定そのもの、メガロポリスの都市構造を決める過程に対する直接民主主義による参加を求めてくるわけです。そこを行政のほうは、間接民主主義によって十分、多数決原理で決定されるわけですから、そこを曲げるわけにはいかないわけです。これはお互いに一步も譲れないところがあるわけで、この点をはっきりさせておいたほうがいいと思います。

【委員長】 どういうふうにはっきりさせるのでしょうか。

【青山委員】 要するに個別の住民参加ではないということです。メガロポリスの都市計画については。

それから、もう一つ言うと、それは実は制度的な整理をするだけでは解決されない、ほかの項目に書いてあったんですけども、多分、民都とかURを活用していただくんだと思いますけれども、代替地をあっせんするというのは結局、我々としては解決策になっているんですね、現場では。それについての公的なメカニズムとか、ある程度広域的なメカニズムというのは、今はないんですよ。私は、半分公共的なそういう仕組みをつくったほうがいいと思うんです。

これは、要は実際には、今は代替地のあっせんというのは用地買収の担当者が走り回ってやっているという、実にゲリラ的なやり方でやっていて、これが非常にメガロポリスの都市構造のほうに渋滞する原因になっているんですね。時間軸で考えると、これを促進するのは多くの、実を言うと近隣の人の利益にもなるわけなので、そのためには考え方の問題も1つあるんですが、もう一つは、公的な機構を整備していくということも必要なので、自治体の立場から言うと、URとか民都に対する期待というのは非常に大きいんですけども、やや縮小され過ぎているのではないかと。別にURでなくても、民都でなくてもいいんですけども、その種の国家レベルでのある程度資金的な背景を持った仕組みというのは、私は、その時代によって必要な場面が違ってくると思うんですけども、この場面では必要じゃないかと思います。

【委員長】 ありがとうございます。

それでは、貴重なご意見をいただきましたけれども、時間の都合もございますので、意見交換を閉めさせていただきます。

議事次第にその他とありますけれども、事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、次回の小委員会の日程でございますけれども、12月16日火曜日、

午後1時30分から3時30分の開催とさせていただきたいと思います。次回につきましては、浅見委員長、岸井委員、中貝専門委員、平野専門委員、山内専門委員からのプレゼンテーションを予定しております。よろしくお願いいたします。

また、次々回の小委員会でございますけれども、年明けの来年1月15日木曜日でございますけれども、10時から12時の開催とさせていただきたいと考えております。

【委員長】 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして本日の審議を終了させていただきます。皆様のご協力に感謝申し上げます。

— 了 —